

# 令和4年度 みどり市立あずま小中学校 学校いじめ防止基本方針

## I. いじめ防止推進に対する基本的な考え方

### 1. 本校の基本方針

本校は「未来を見据え、主体的に学び行動する児童生徒の育成」を教育目標とし、「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童生徒の育成をめざし、あずま小中学校の特色を生かした教育活動を展開している。

そのために、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決する。そのため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

#### <いじめの基本認識>

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## Ⅱ. いじめ問題に取り組む体制の整備

### 1. いじめの未然防止及び対策に係る委員会の設置

<構成員>

①「いじめ防止推進委員会」

校長、教頭、教務主任、自治会担当、生徒指導主事（いじめ対策担当）、教育相談主任、ステージ主任

②「いじめ対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（いじめ対策担当）、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー

- 「いじめ防止推進委員会」は、いじめの未然防止に係る取組や対応等について検証し、改善を図る。  
※定例のいじめ防止推進委員会は、学期に1回程度開催する。
- 「いじめ対策委員会」は、いじめの可能性が高い事案について、必要に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。  
※いじめ対策委員会での協議内容や事案に応じた対応については、職員会議において職員に報告し、周知徹底させる。

### 2. 関係諸機関との連携

- いじめ防止活動の効果的な推進と事案発生時の迅速かつ適切な対応等について「みどり市いじめ問題対策連絡協議会」、みどり市教育委員会、警察、児童相談所、地域団体等と連携し、評価・改善を行っていく。

### 3. 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

月	職員会議等	防止対策	早期発見	自治会活動
4	○いじめ防止対策委員会 会議 ・活動方針 ・1学期の計画 ○保護者会等での保護者向け啓発	○学級づくり	○学校生活アンケート	○自治会オリエンテーション ○JRC登録式 ○新入生を迎える会
5			○学校生活アンケート ○Q-U検査	○春の「いじめ防止強化月間」 ○年間の計画の確認とアンケート結果の公表
6		○あいさつ運動 ○修学旅行	○学校生活アンケート	
7	○教職員対象、取組評価アンケートの実施	○花いっぱい運動 ○あいさつ運動 ○情報モラル講習会	○学校生活アンケート	○七夕集会
8		○Q-U結果分析 ○運動会に向けて		○桐生みどり地区いじめ防止フォーラム
9	○いじめ防止対策委員会 会議 ・2、3学期の計画	○あいさつ運動 ○運動会に向けて ○赤ちゃんふれあいセミナー	○学校生活アンケート	○自治会活動
10		○あいさつ運動 ○東映祭に向けて ○「まごころ」との交流会	○学校生活アンケート	○自治会活動

11		○あいさつ運動 ○地域貢献活動	○学校生活アンケート ○Q-U検査	○自治会活動
12	○教職員対象、取組評価アンケートの実施	○Q-U結果分析 ○人権週間 ○あいさつ運動	○学校生活アンケート	○冬の「いじめ防止強化月間」 ○年間の計画の確認とアンケート結果の公表 ○自治会主催球技大会
1			○学校生活アンケート	○みどり市いじめ防止子ども会議 ○豆まき集会
2		○卒業生を送る会に向けて	○学校生活アンケート	○自治会活動
3	○教職員対象、取組評価アンケートの実施 ○いじめ防止対策委員会会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討	○卒業式に向けて	○学校生活アンケート	○自治会活動

青文字は【人間関係づくり】関連

## Ⅲ. いじめ防止に関する取組

### 1. 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

#### 学校の取組

**「いじめを起こさない学校づくり」を全教職員の共通の理念とする。そのために、以下に掲げる取組を全教職員で実践し、いじめのない学校を目指す。**

- (1) 全ての児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む。(魅力ある学校・学級づくり)
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止の指導に努める。
- (3) 校長は、「いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- (4) 校長は、「いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを校内に掲示し、啓発に努める。
- (5) 校長は、「学校におけるいじめ防止プログラム」を踏まえ、年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。
- (6) 「いじめ防止推進委員会」を設置し、学校を挙げていじめの未然防止に取り組む。
- (7) 「いじめ対策委員会」は、いじめが疑われる事案が発生した際に事案の詳細な情報収集・

整理、関係児童生徒への指導及び保護者対応、関係機関との連携等について協議し、担当者への指示、調整にあたる。

- (8) 道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じて、いじめの防止に努める。
- (9) ICTリテラシーの向上を通してネット依存の防止に努めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (10) いじめの防止等の校内研修を企画・実施する。
- (11) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。(自治会活動の充実)
- (12) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できなかつたりする児童生徒が多いことから、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を推進する。
- (13) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあるてはならないことである。全教職員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって日々の児童生徒の指導にあたる。
- (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組む。

## 家庭の取組

保護者は、子供たちへの教育の第一義的な責任がある。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように努める義務がある。

### いじめ防止に向けた「家庭における『10』の取り組み」

- (1) お子さんの思いを受け止めながら話を聞く機会をたくさんもってください。
- (2) 善悪の判断や思いやりについてなど、親の考えや思いを伝えてください。
- (3) 相手を大切にする行為である「あいさつ」「返事」の習慣を身に付けさせてください。
- (4) 学校からの便り・通信の話題からお子さんと話をする時間を確保してください。
- (5) 学校行事、PTA活動に積極的に参加し、学校でのお子さんの様子を見てください。
- (6) お子さんの良い面や頑張ったことをたくさんほめてください。
- (7) お子さんの将来の進路について、たくさん話し合いをしてください。
- (8) 叱るときは感情的にならず、叱る理由とお子さんを大切に思う気持ちを伝えてください。
- (9) ニュースなどで報道されるお子さんと同世代の出来事について、子どもの考え、親の考えを積極的に伝え合ってください。
- (10) 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等のインターネットにつながる端末の利便性と危険性を知らせてください。

## 2. 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、保護者とも連携しながら、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有することが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員がいじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒が感じる被害性に着目した、いじめの積極的な認知を心がける。

### 《 分類 》

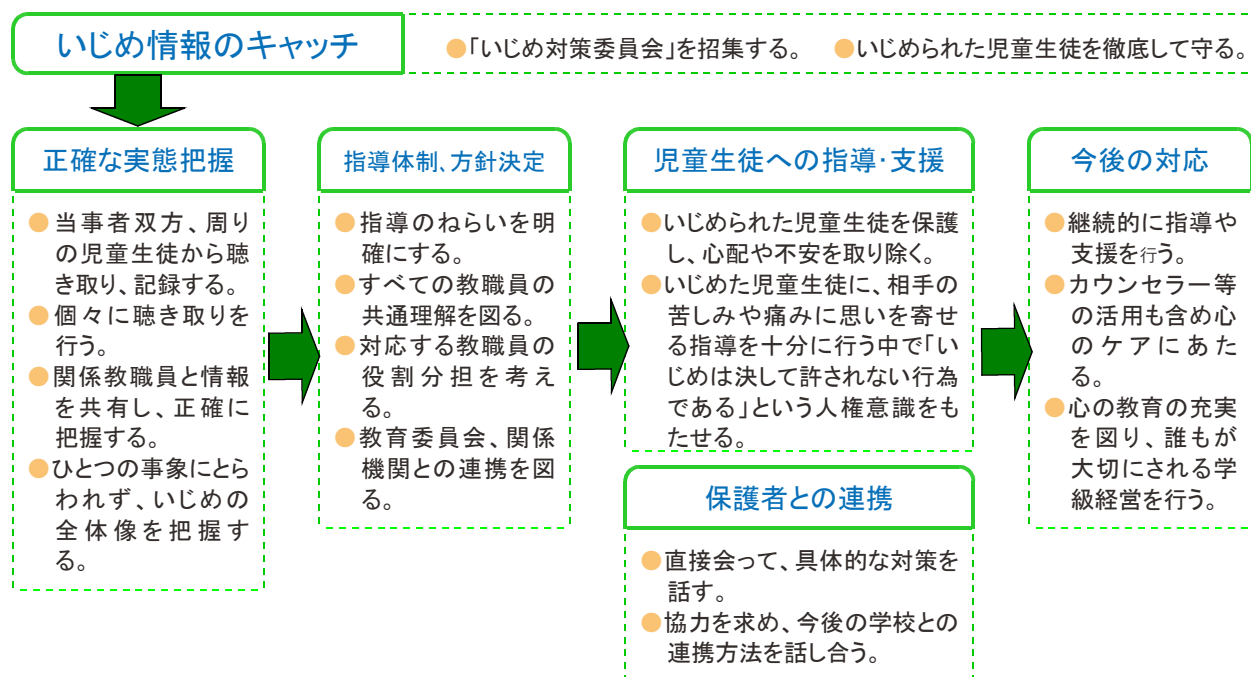
- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……→脅迫、名誉毀損、侮辱  
 イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要  
 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……→暴力  
 エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……→暴力、傷害  
 オ 金品をたかられる ……→恐喝  
 カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……→窃盗、器物破損  
 キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……→強要、強制わいせつ  
 ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……→名誉毀損、侮辱

### 《抵触する可能性のある刑罰法規》

## 3. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

### いじめ対応の基本的な流れ



## 4. ネット上のいじめ対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、児童生徒対象の講演会を開催するなどの取組が必要である。

未然防止には、児童生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

## 5. 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会による必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。
- ③教育委員会に、児童生徒等の動揺を最小限に抑え、心の安定を図るため、スクールカウンセラー等の専門家を速やかに派遣することを依頼する。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を群馬県教育委員会に依頼する。
- ④教育委員会の附属機関である「みどり市いじめ問題専門委員会」に調査を委ねる。
- ⑤学校は、「みどり市いじめ問題専門委員会」に対して積極的に当該重大事態に係る資料を提供する。
- ⑥調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して学校又は教育委員会が説明する。
- ⑦情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## IV. いじめ防止に関する取組の評価

### 1. いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- (1) 児童生徒に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- (2) 保護者に対しては、学校評価等の、定期的なアンケート調査を位置付ける。さらに、こまめに情報を得られるように、担任と保護者とのよりよい関係づくりを推進するとともに、開かれた学校づくりに取り組む。
- (3) 教職員に対しては、日々の教育実践と生徒への向き合い方など授業参観や聞き取りなどにより、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- (4) 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

## 2. 家庭や地域との連携

- (1) 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- (2) 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ対策委員会を開催し、事実関係の把握と早期解決に向けた対応を行う。

## 3. PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
  - ① 短期評価 → 学校生活アンケートや生徒指導委員会、職員会議等における情報交換に基づき、児童生徒の実態や対応体制等を確認、改善を図る。
  - ② 中期評価 → 各学期末に教職員による取組評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等の改善を図る。
  - ③ 長期評価 → 学校評価アンケートをもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善を図る。